

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称
人と自然が共存する森づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称
鳥取県、八頭町^{やずちよう}

3 地域再生計画の区域
鳥取県八頭郡八頭町の全域

4 地域再生計画の目標

八頭町は、鳥取県の東南部に位置し、東は若桜町、北及び西は鳥取市、南は智頭町にそれぞれ接している。

また、周囲は扇ノ山などの1,000mを超える山々に囲まれ氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されており、これらを源流とする大小多数の河川が合流して八東川となり、さらに千代川を経て日本海へ注いでいる。

この八東川は、本町を東西に横断する形で蛇行し、その流域には帯状に耕地が開けている。こうした地形を活かして古くから農林業が盛んで、現在も稲作を中心に梨、柿、りんごなどの果樹栽培も盛んに行われている。

平成17年3月31日に旧郡家町、旧船岡町及び旧八東町が合併し、新町として誕生した八頭町では、平成17年11月に、これからの10年間を見据えた「人が輝き・集い・夢広がるまち」を掲げ、時代の要請と住民の期待に応えるための「八頭町総合計画」を策定し、「夢と生きがいのあるまち」、「自然と調和したまち」、「ふれあいの広がるまち」、「活力と賑わいのあるまち」を基本理念とし、八頭町に生まれ、住んで良かったと言える愛着と誇りのもてる八頭町を目指している。

しかしながら、本町は全国を上回る速度で人口が減少（平成10年と比べ平成25年は本町14.7%減、鳥取県6.9%減、全国0.6%増）しており、集落機能の弱体化など地域活力の低下は、農・林・商・工業等の後継者不足や地域福祉の後退を招くことになり、地域ぐるみでの対応が緊急の課題となっている。

林業では、木材価格の低迷による林業生産活動の停滞から、林業就業者の

減少・高齢者化が進んでいる状況にある一方、本町でも戦後の復興・拡大造林期(昭和30年代～40年代)に植林された人工林が多く分布し、人工面積8,060haで人工林率51%となっており、緊急に間伐等の施業を実施する必要があることから、木材生産を目的とした森林施業を展開し、間伐等による収入を確保する取組が重要となってきている。

このため、生産コストの削減を図ることが必要となっており、これまでに整備してきた林道等の活用と併せ、県道、町道等を含めた林内路網の整備をすることにより、間伐等の施業を効率的に行うためのネットワークを図る。本計画で林道嶽山線を整備することにより、森林レクリエーション施設ふるさとの森、高原地帯の気候を活かした大根生産地域が災害発生時に孤立しないための機能について期待することができる。また、町道については、^{たんび}丹比^{じゅうかん}縦貫線を整備することにより、地域に点在する観光資源のネットワークを強化することにより、ふるさとの森と姫路公園の移動時間の短縮を図り観光客の増加が期待できる。これにより、氷ノ山後山那岐山国定公園付近にある、森林レクリエーション施設等を活かした「人と自然が共存する森づくり計画」をテーマに地域の生産を図ることとする。

(目標1)森林・林業の振興による活性化

林道、作業道等の路網整備を行い、森林整備の効率化等により木材生産コストを低減し、森林整備を促進することで、林業の振興及び地域産業の安定を図る。

- ・林道嶽山線(利用区域内の森林施業(間伐等)面積を20%パーセント増加)
33ha(平成21～25年度)→
36ha(平成25～29年度)→40ha(平成27～31年度)

(目標2)観光の振興

町道の整備を行い、観光等の地域資源活用のためアクセス改善(町道整備によるアクセス時間の短縮)

姫路地区からふるさとの森までの移動時間の短縮

- 38分(平成25年度)→
38分(平成29年度)→24分(平成31年度)

観光拠点を結ぶネットワークとして道路網を整備することにより、拠点間の移動時間の短縮を図り観光客の増加が期待できる。

ふるさとの森の利用者数（平成21～25年度平均）年間7,500人→
年間8,000人（平成25～29年度平均）→年間8,500人（平成27～31年度平均）

（目標3）危険箇所の解消

2箇所（平成25年度）→

1箇所（平成29年度）→0箇所（平成31年度）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

林道嶽山線と併せて作業道を整備し、路網の整備を図ることで間伐等を中心とした森林整備を促進する。また、平成19年8月の集中豪雨のような災害時には、森林レクリエーション施設、大根生産地域の孤立の不安があり、災害発生時に孤立しないための機能が期待できる。

また、町道^{たんびじゅうかん}丹比縦貫線を整備することにより、観光拠点を結ぶネットワークとしての道路網を整備することにより、拠点間の移動時間の短縮を図り、観光資源をつなぎアクセス改善による観光資源の活性化を図る。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・林道 森林法による千代川地域森林計画(平成23年12月樹立)に路線を記載。

林道嶽山線

- ・町道 道路法に規定する町道に認定済み。()内は認定年月日

町道^{たんびじゅうかん}丹比縦貫線（昭和56年3月30日）

[施設の種類]

[事業主体]

- ・林道 鳥取県
- ・町道 八頭町

[事業区域]

- ・八頭町

[事業期間]

- ・林道 平成27年度～平成31年度
- ・町道 平成27年度～平成31年度

[整備量及び事業量]

- ・林道 1,350m、町道 1,000m
- ・総事業費 275,000千円（うち交付金 137,500千円）
林道 250,000千円（うち交付金 125,000千円）
町道 25,000千円（うち交付金 12,500千円）

5-4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「人と自然が共存する森づくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

(1) 森林整備地域活動支援事業

内容 森林所有者等が行う森林経営計画作成促進のための活動、施業集約化促進のための活動及び森林経営計画作成等の条件整備のための支援で、対象森林内に存する作業路及び対象森林に到達するまでの作業路網の改良に対して支援する。(林野庁支援事業)

実施主体 森林所有者、森林組合等

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(2) 森林環境保全整備事業

内 容 面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業と、
これと一体的となった森林作業道の整備に対して支援する。
(林野庁支援事業)

実施主体 森林所有者、森林組合等

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(3) 国道29号周辺地域振興事業

内 容 国道29号周辺地域の振興を図り、近年増加している有害
鳥獣肉の活用策としてジビエの特産品化を進める。(八頭町
単独事業)

実施主体 八頭町

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

5-5 計画期間

平成27年度～平成31年度

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に鳥取県及び八頭町が6-2に示す指標とする数値の収集方法によりデータを集計し、速やかにその状況を把握する。

中間評価、事後評価の際は、目標達成状況及び事業効果について、共同で評価する。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	H25年 基準年	H29年 中間目標	H31年 最終目標
目標1 森林施業面積の増加	(H21～25年) 33ha	(H25～29年) 36ha	(H27～31年) 40ha
目標2 アクセス時間の短縮	38分	38分	24分

	(H21～25年)	(H25～29年)	(H27～31年)
ふるさとの森利用者数	7,500人/年	8,000人/年	8,500人/年
目標3 危険箇所の解消	2箇所	1箇所	0箇所

(指標とする数値の収集方法)

森林施業面積の増加	鳥取県の森林環境保全整備事業データより
アクセス時間の短縮	八頭町の走行調査データより
ふるさとの森利用者数	八頭町の利用実績データより
危険箇所の解消	八頭町の現地確認による

・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

6-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後の評価の内容を速やかにインターネット（鳥取県、八頭町建設課のホームページ）の利用により公表する。

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし